

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

	「		「
第16条中	京都奏和高校開設準備室	を	新普通科系高校開設準備室
	新普通科系高校開設準備室		新美工開設準備室
	」		」

改める。

第17条指導部の款京都奏和高校開設準備室の項を削り、同款新普通科系高校開設準備室の項の次に次の1項を加える。

新美工開設準備室

(1) 銅駝美術工芸高校の移転準備に関する事。

第19条第5項中「その他の職員」を「室員」に改める。

第20条第18項中「及び専門主事」を「, 専門主事及び室員」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)